

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年11月22日

【事業年度】 第68期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社エスライン

【英訳名】 S L I N E C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 口 嘉 彦

【本店の所在の場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地

【電話番号】 (058)245-3131

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村 瀬 博 三

【最寄りの連絡場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地

【電話番号】 (058)245-3131

【事務連絡者氏名】 専務取締役 村 瀬 博 三

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第68期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書において、記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

それぞれ（訂正前）から（訂正後）に文章を訂正いたします。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社グループは、更なる発展とグループの総合力を高め、より一層の企業基盤の安定化を図ることを目的として、平成18年10月1日にて純粋持株会社体制へと移行し、商号を株式会社エスラインへ変更しております。また、輸送事業その他の営業を新設分割会社として株式会社エスラインギフを設立し承継しております。

なお、当該新設分割に関する事項の概要は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

（訂正後）

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、平成18年10月1日を期して、下記のとおり新設分割し、営業の全部を新たに新設する会社（新設分割設立会社）に継承することを決定し、平成18年6月29日開催の定時株主総会において承認可決され、平成18年10月1日に新設分割をしております。

新設分割の概要は次のとおりであります。

1. 新設分割の目的

当社グループは、更なる発展とグループの総合力を高め、より一層の企業基盤の安定化を図ることを目的として、平成18年10月1日にて純粋持株会社体制へと移行し、商号を株式会社エスラインへ変更しております。また、輸送事業その他の営業を新設分割設立会社として株式会社エスラインギフを設立し承継しております。

また、新設分割設立会社（「株式会社 エスラインギフ」の商号を引継ぐ）およびグループ各社は、輸送事業・物品販売事業・情報処理事業・自動車整備事業・その他の事業の各事業セグメントにおいて、環境変化に即応し、事業を効率的に遂行する体制を更に整備追求するものとしております。

2. 株式会社エスラインギフの概要

住所 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地

代表者 取締役社長 山口 嘉彦

3. 分割期日（効力発生日）

平成18年10月1日

4. 分割に際して発行する株式及び割当

新設分割設立会社は、設立に際して発行する普通株式1,000株のすべてを、当社に対して割り当て交付しております。

5. 割当株式数の算定根拠

新設分割設立会社である、株式会社エスラインギフは当社の100%子会社であることから、新設分割設立会社の資本金等を考慮して、割当株式数を決定いたしました。

6. 承継する資産・負債の状況（平成18年10月1日現在）

流動資産	5,061百万円	流動負債	8,265百万円
固定資産	13,690百万円	固定負債	6,037百万円
資産合計	18,751百万円	負債合計	14,303百万円

7. 新設分割設立となる会社の資本金・事業内容

資本金 50,000,000円

事業内容 貨物自動車運送事業他

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の透明性、健全性向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が重要と認識しております。コーポレート・ガバナンス体制を以下により執行しております。

(1) 会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況

①会社の機関の内容

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

なお、取締役は15名以内とし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款で定めております。

取締役会は、毎月1回開催しており、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題について、経営方針の決定を行っております。

常務連絡会、常務会は毎週1回開催し、業務執行に関して、意思の共有と執行決定を行い、重要事項については、取締役会に報告し取締役会の決定を受けて、その執行を行っております。

ブロック長会議は、業務の執行課題の発生に応じ随時開催し、各地域のブロック長からの報告とその指示を行っております。

コンプライアンス委員会は法令に準拠する為、各種会議において監視と具申を随時行っております。

監査役会は、毎月1回開催し、また社内監査役は取締役会を始めとした社内各種会議に積極的に参加し、監査体制の充実を図り、監査を行っております。

(訂正後)

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の透明性、健全性向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が重要と認識しております。コーポレート・ガバナンス体制を以下により執行しております。

(1) 会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況

①会社の機関の内容

(a)株主総会の決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(b)取締役の員数、任期および選任方法

当社は、取締役は15名以内とし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(c)取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を「会社法」で定める範囲内で免除するためであります。

(d)監査役の員数、任期および選任方法

当社は、監査役は5名以内とし、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする旨定款に定めております。

(e)監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、監査役が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、監査役の責任を「会社法」で定める範囲内で免除するためであります。

(f)会計監査人の選任および責任免除

当社は、会計監査人の選任は株主総会により決議され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす旨定款に定めております。

また、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、会計監査人の責任を「会社法」で定める範囲内で免除するためであります。

(g)自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

これは、機動的な資本政策を遂行できるよう定めたものであります。

(h)業務の執行

取締役会は、毎月1回開催しており、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題について、経営方針の決定を行っております。

常務連絡会、常務会は毎週1回開催し、業務執行に関して、意思の共有と執行決定を行い、重要事項については、取締役会に報告し取締役会の決定を受けて、その執行を行っております。

ブロック長会議は、業務の執行課題の発生に応じ随時開催し、各地域のブロック長からの報告とその指示を行っております。

コンプライアンス委員会は法令に準拠する為、各種会議において監視と具申を随時行っております。

監査役会は、毎月1回開催し、また社内監査役は取締役会を始めとした社内各種会議に積極的に参加し、監査体制の充実を図り、監査を行っております。